

こんなケース、誤解です!

誤解ケース①

被扶養者
資格確認調査?
面倒だから
放っておこう



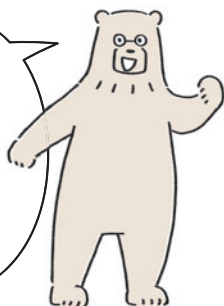
ご回答いただけない場合、ご回答いただくまでご連絡をさしあげます。
また、ご提出いただいても書類に不備がある場合は、再提出いただけます。

必要書類の漏れや
年度違いに
ご注意ください。

所得(課税)証明書類・源泉徴収票 … 令和4年度(令和3年1月~12月分)
確定申告書類 ……………… 令和3年分(令和3年1月~12月分)
年金額の証明書 ……………… 令和4年発行のもの

誤解ケース②

回答終了!
これで被扶養者の
削除手続きは
完了だね!



いいえ、調査にご回答いただいても、「被扶養者異動届(減員)」を提出しないと手続きしたことはありません。被扶養者としての資格がなくなった方がいる場合、かならず会社経由で届出をお願いします。

誤解ケース③

もう就職したけど、
まだ昔の
保険証持ってたから
使っちゃえ



絶対にNG!です。被扶養者の要件を満たさなくなった日から大同健保の被扶養者ではなくなり、健康保険証も使えません。誤って医療機関で使用した場合は、かかった費用を請求いたします。

不要になった「健康保険証」は、必ず届出とともに会社経由で大同健保へご返却ください!

大同健保ホームページ(すまいるケンポ)では、他にもさまざまなご質問へ回答しています。➡



お問い合わせ

被扶養者資格調査(設問や必要書類等)
について

法研コールセンター
大同特殊鋼健康保険組合 被扶養者資格調査窓口

TEL 03-5213-4642

9:00~17:00(土日祝除く)

[MY HEALTH WEB]へのアクセス方法・セキュリティコード発行について
MY HEALTH WEBヘルプデスク

TEL 03-5213-4467 9:00~17:00(土日祝除く)

※「あなたのページから」からのログイン方法は大同特殊鋼健康保険組合(担当:栄口)

メール KNP-kenpo@sog.daido.co.jp

TEL 052-671-1187 9:00~12:00(土日祝除く)